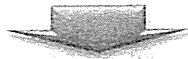


商店街フラッグ事業について【概要】

背景

都内の商店街が財政的に困窮し、慢性的に道路清掃や街路灯の補修費用を準備することが難しい

平成20年3月25日に「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（国交省道路局長通知）が発出



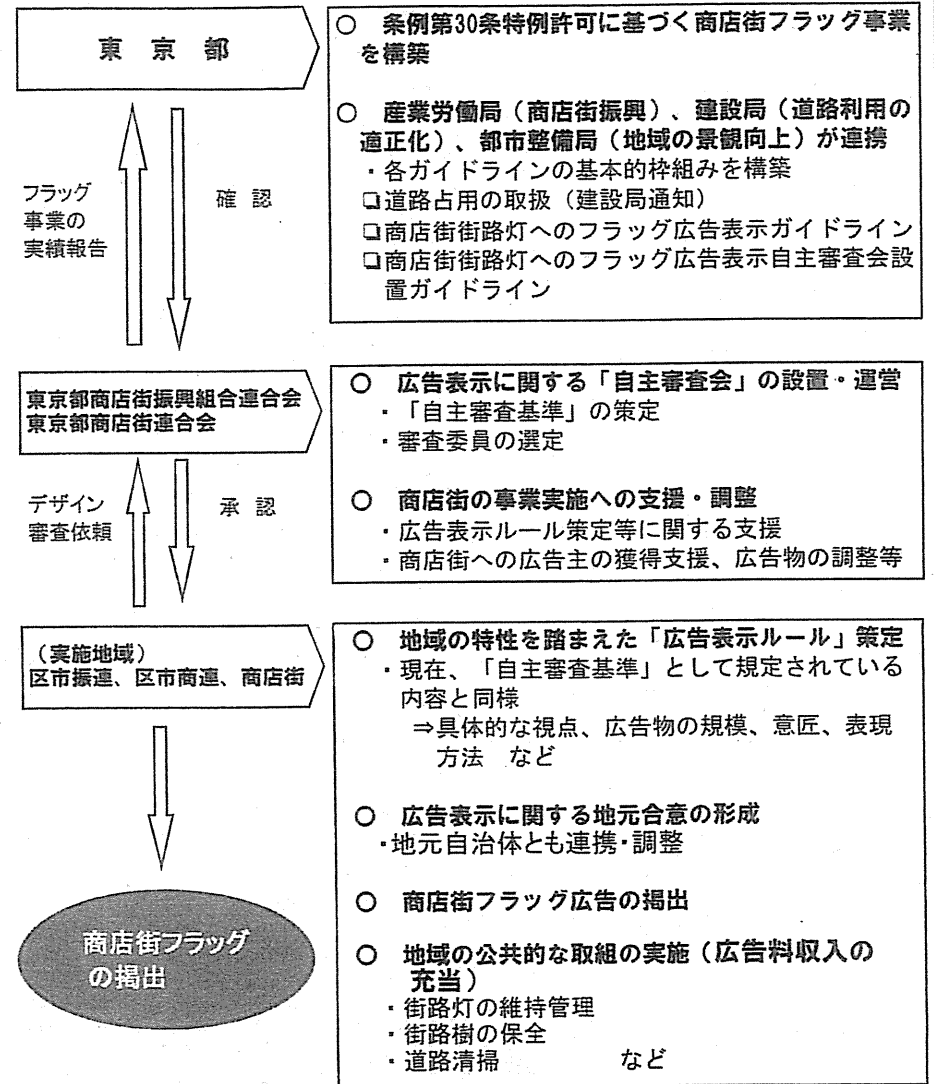
広告物審議会での特例許可（屋外広告物に対する規制緩和）に基づき、街路灯などへのフラッグ広告の掲出を許可する「商店街フラッグ事業」を開始

- ・平成21年度～22年度：モデル事業として実施
- ・平成23年度～：本格実施

広告物審議会 特例許可の条件

- (1) 良好な景観形成を図るための規定整備
 - ア 地元区市町と連携し、景観向上のための地域ルールを策定すること
 - イ 広告の掲出にあたっては、東京都商店街振興組合連合会によるデザイン審査を経ることで広告デザインの質を確保すること
- (2) 道路の適正利用
 - ア フラッグ広告の規格など、道路占有基準を遵守すること
 - イ 道路占有許可等の各種許可申請を適切に行うこと
- (3) 広告料収入を地区内の公益的な取組に充当するための計画策定
 - ア 公益的取組みに関する事業計画を策定すること。取組実施後は、取組状況及び収支結果についてとりまとめ、都及び道路管理者に報告すること
 - イ 公益的な取組みの例
街路灯の維持管理、道路清掃、地域活性化イベント など

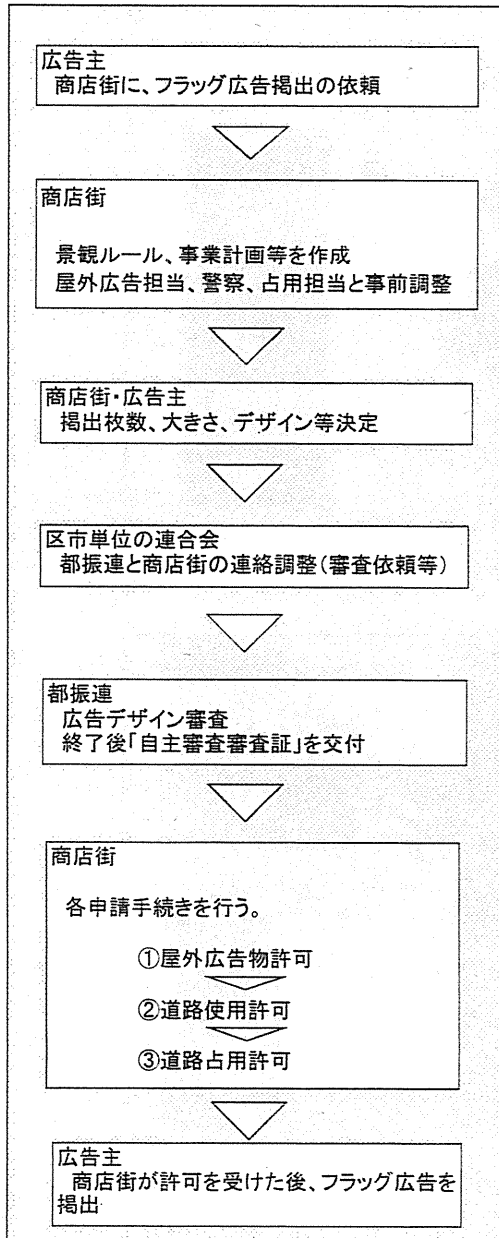
商店街フラッグ事業の体系



広告物を活用した新たな商店街事業を効果的に推進

商店街フラッグ事業の事務の流れ及び許可手続きについて

1 事務の流れ



2 許可申請一覧

	屋外広告物許可		道路使用許可	道路占用許可	
	区部	多摩地域	—	都道	区市町道
申請者	商店街		商店街	商店街	
申請先	区の屋外広告物 担当係	多摩建築指導事務所 八王子市	所管警察署交通規制課	建設局道路管理部 監察指導課	区市町の 占用担当係
許可期間	1年以内		掲出期間	1ヶ月以内	
掲出基準	道路占用の基準に従う		掲出事例毎に安全性を確認	道路への突出は、80cm以内。 設置高は、歩道2.5m(車道4.5m)以上。	
申請手数料	1枚につき310円		各警察署の指示による	減免	区市町の定めに基づく
申請から許可までの 係る時間	1週間前後		1週間前後	20日前後	区市町の定めに基づく
条件(許可申請時 に提出)	○地域ルール (例) ・地域特性を踏まえたデザイン基準 ・違反広告物対策 ・違反駐輪対策など ○事業計画書		特になし	○道路の適正化利用に関する覚書 (区市町道については、区市町の定めに基づく) ○事業計画書 ・商店街位置図 ・規約 ・役員名簿 ・予算書・決算書 ・街路灯柱位置図 ・街路灯柱詳細図 ・広告料収入の公益還元計画 ・道路適正化利用の取組み ・その他資料	
申請書類	・屋外広告物許可申請書 ・位置図(付近の見取図) ・配置図 ・フラッグ広告仕様書、デザイン図 ・街路灯柱の設計図及び仕様書 ・自主審査審査済証(写) など		・道路使用許可申請書 ・位置図(付近の見取図) ・配置図 ・街路灯柱の設計図及び仕様書	・道路占用許可申請書 ・位置図(付近の見取図) ・配置図 ・フラッグ広告仕様書、デザイン図 ・屋外広告物許可書(写) ・自主審査審査済証(写) など	
注意事項	許可基準に合致しているだけでなく、街路灯柱への金具の取り付け状況、フラッグを掲出したときの標識等への影響について、事前調整を行ってください。				